

「異議申立て補正書」ひな型の使い方

2014年9月7日 外環ネット

[1] 今回ご用意したのは、お住まいごとに分けた以下のひな型です。

番号(①,②,③-1,③-2)は、補正書の束の各ページの右肩にあります。

- ① 7区市以外にお住まいの方
- ② 7区市にお住まいの方
- ③ 事業区域(トンネルの上)にお住まいの方

[2] 権利を有することを証明する資料について

事業地内の土地・物件に権利を有する方は、現在どこにお住まいであろうとも、資料をつけて頂きたいと思えます。

資料として、以下のものが使えます。

- a. 固定資産税・都市計画税納税通知書コピー
- b. 登記簿謄本または抄本コピー
- c. 権利書コピー
- d. 使用貸借契約書コピー
- e. 賃貸借契約書コピー
- f. その他、権利を証するもの

[3] タイプごとの記入方法

①: 7区市(練馬区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市)以外にお住まいの方の記入見本です。

*1、の資料に関しては、もしあればコピーを付けてください。

*2、の理由部分では、国民は、国の施策、予算編成などに対し、意見を言う権利を留保していると考えていますので、そのように記載しています。この部分は、このままでも、ご自分のお考えや実感を記載されても結構です。

②: 7区内で、事業区域外にお住まいの方の記入見本です。

*1、の資料に関しては、もしあればコピーを付けてください。

*2、の理由については、ご自分のお考えや実感を書かれても、例示したもののそのままでも、例示の中から選択して更に書き加えられても結構です。

③－１：事業区域にお住まいの方＝権利を有する方、居住のみの方

* 1、の資料部分について、

・権利者の方はできるだけ提出をお願いします。権利を有することを証する資料と記載した横のアンダーライン上に資料の種類を記入してください。

・居住のみの方は、国交省が補正命令書を送付した封筒のコピーや、運転免許証、健康保険証のコピーで居住の事実を強調する方法もあります。

* 2. の記載方法については、ご自身のお考えを書く、例示のものを選択して書き足す、例示のものをそのまま使うなどをお願いいたします。

なお、このシートの最後の部分「インターチェンジャー（中略）――不服申立適格を有すると考えられる。」は、すべての方がお使いになれます。

③－２：事業区内にお住まいで、権利を証する資料をお持ちの方向けです。

あえて提出する資料の種類を記載しました。送付する資料に丸を付けるなどの方法でご利用ください。それ以外は上記③－１と同様です。